

# ◆◆部品取りをするには解体業の許可が必要です◆◆

 無許可営業を行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます！

使用済自動車から自動車部品を取り外すことや、ハーフカット・ノーズカットなどを行うことは、解体行為です。部品取り行う場合や輸出のためにハーフカットを行う場合は、沖縄県知事から自動車リサイクル法の解体業の許可を受けなければなりません。



無許可での解体行為

次の場合は、解体行為にあたらなるとされるので、解体業の許可は不要です。

- ① カーナビ、カーオーディオといった付属品を取り外す場合
- ② 中古車輸出時に、コンテナ積載のため、ドアミラー、タイヤを一時的に取り外し、車体と一緒に積載する場合

 部品取りのみを行うことはできません！

有用な部品のみを取り外し使用済自動車を他の業者に引き渡すことは、解体業の再資源化義務違反となります(自動車リサイクル法第16条)。

部品取りを行う際は、エアバッグ類\*の回収に加え、必ずバッテリー、タイヤ、廃油・廃液等、室内照明用の蛍光灯を回収する必要があります。



バッテリー等の未回収

事前回収物品



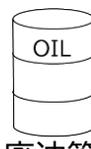
タイヤ



バッテリー



蛍光灯



廃油等

\* エアバッグ類はすべて回収し、指定引取場所に引き渡すか、自動車メーカー等から委託を受けて車上作動処理を行わなければなりません。

\* 回収したエアバッグ類を再利用したり、中古品として販売することはできません。

解体業の許可に関するご相談は、最寄りの保健所又は県環境整備課へ

北部保健所 0980-52-2636

宮古保健所 0980-72-3501

中部保健所 098-989-6610

八重山保健所 0980-82-3243

南部保健所 098-889-6846

県環境整備課 098-866-2231